

高齢者虐待防止指針

庄原市地域包括支援センター

1. 趣旨

庄原市地域包括支援センターは、高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならないことから、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有するため、この「高齢者虐待防止指針」を定めるものとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 基本方針

- (1) センター長をはじめ、全職員が一丸となって高齢者虐待の防止に努める。
- (2) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に取り組む。
- (3) 提供する介護予防支援の点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの発見・改善に取り組む。
- (4) 職員のメンタルヘルスに関して組織的に取り組む。
- (5) 利用者のケースに応じて成年後見制度の利用に関して取り組む。
- (6) 指針を定期的に見直し、周知を図る。

4. 委員会の設置

高齢者虐待防止の理解を深めるとともに、虐待防止のための対策を検討するため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会の構成員は、センター長、係長、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師とし、センター長を責任者、社会福祉士を主担当者とする。
- (2) 委員会は責任者が出席者を選定し、委員会を開催するものとする。
- (3) 委員会の開催はおおむね6月に1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会では次の内容を検討する。

- ① 指針等の整備・更新
- ② 虐待防止対策の立案・実施・検証・修正
- ③ 職員への虐待防止対策の教育・研修内容の検討
- ④ 虐待の発生原因及び対応の分析・今後の対策検討

5. 職員に対する研修

職員に対し、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修を委員会の企画により、年1回以上実施する。

6. 虐待発生時の対応

職員は利用者、利用者家族等から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応する。

- (1) 利用者に対して虐待が疑われる場合には、センター長に速やかに報告するとともに、センター長は高齢者福祉課に報告する。
- (2) 以降の対応については、庄原市高齢者虐待対応マニュアルに沿って行う。

7. 虐待に対する職員の責務

家庭内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

8. 担当者

高齢者虐待防止の担当者は、庄原市生活福祉部高齢者福祉課地域包括支援センター係専門員とする。

9. 指針の閲覧について

当センターでの高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、ウェブサイトに掲載する。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。